

3

特定建物の新設に関する措置

改正自動車NOx・PM法では、重点対策地区内に交通需要を生じさせる程度の大きい用途で一定規模以上の建物（以下「特定建物」といいます。）の設置者について自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制に配慮してその建物を維持・運営していただくため、特定建物の設置者に、新設に関する届出等の義務が課されました。

Q1

義務対象となる特定建物の設置者とはだれですか？

まず、新設しようとしている建物の用途を確認してください。政令で定められる自動車の交通需要を生じさせる程度の大きい用途（以下「特定用途」といいます。※1、※2）に該当する場合は、その用途に供する部分の延べ面積の合計を把握してください。この延べ面積の合計が重点対策地区ごとに都道府県の条例で定める規模以上である場合には、当該建物は特定建物に該当し、新設に関する届出等の義務が課されます。

Q2

特定建物の設置者は何をすればいいですか？

新設に関する届出

重点対策地区内に特定建物を新設する場合には、設置者（※3）は、あらかじめ、以下の事項等について、関係書類とともに、都道府県知事に届け出なければなりません（※4）。

- ・ 特定建物の新設日
- ・ 特定建物の用途
- ・ 特定建物の特定用途に供する部分の延べ面積の合計
- ・ 特定建物の駐車施設の配置に関する事項
- ・ 特定建物における事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出量の予測
- ・ 特定建物における事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための配慮事項

なお、都道府県知事は届出の配慮事項等が適切なものであることを確認する必要があるため、届出の日から8ヶ月間は特定建物における事業活動の開始が制限されます。

また、特定建物の設置者は、事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制について適正な配慮をして特定建物を維持・管理していただきます。特定建物において事業を行う者についても、設置者の配慮に協力していただきます。

Q3

届出事項の「自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための配慮事項」にはどのような例が考えられますか？

自動車排出窒素酸化物等の排出のための配慮については、建物の用途や自動車の使用形態に応じて取り組んでいただくこととなりますが、例えば、建物の利用者に対するアイドリング・ストップや公共交通機関の利用の呼びかけ、駐車施設内の経路案内の充実、直通バスの運行等自家用自動車以外の交通手段の確保等の措置が考えられます。

Q4

義務を履行しなかった場合どうなりますか？

重点対策地区内に特定建物を新設するにもかかわらず届出をしなかった場合や、関係書類を添付しなかった場合、変更の届出をしなかった場合等は、20万円以下の罰金が科されます。

※1 特定用途については、自動車NOx・PM法施行令（平成4年政令第365号）第6条を参照してください。

※2 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）に基づく届出の対象となっている大規模小売店舗については、改正自動車NOx・PM法の届出の対象からは除かれています。

※3 特定建物の設置者とは、所有者をいいます。

※4 届出の様式については、自動車NOx・PM法施行規則（平成4年総理府令第53号）を参照してください。

